

# 資料編

## 1. 現況データ

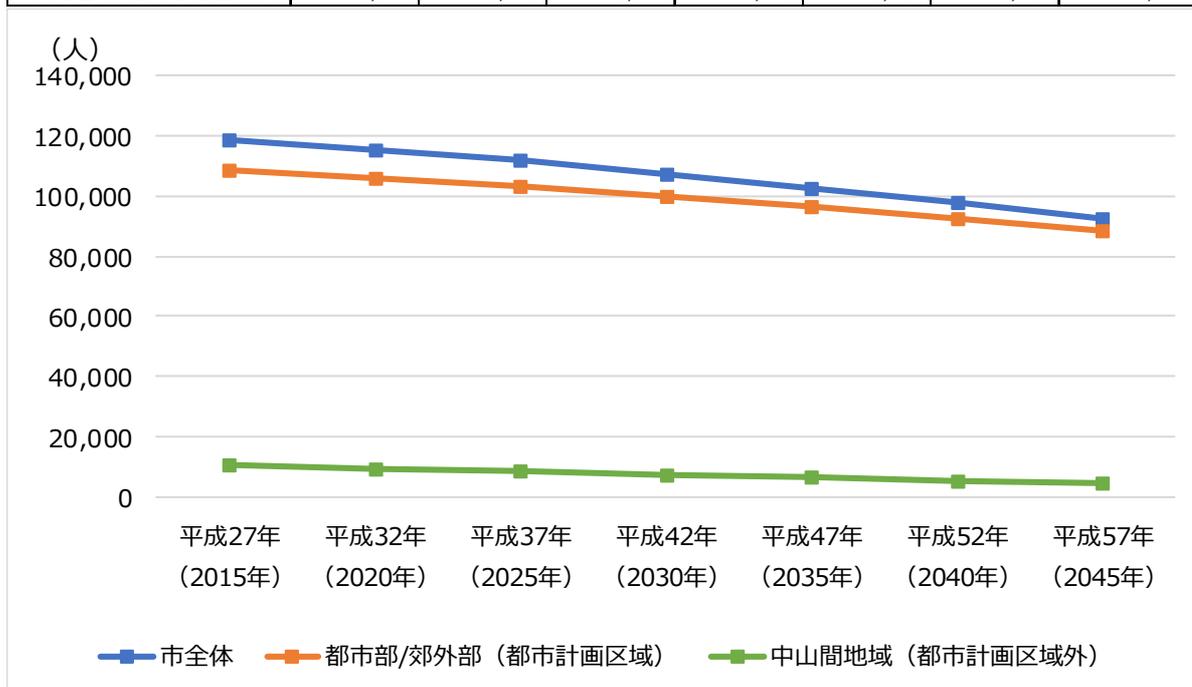
### (1) 人口

#### 1) 中山間地域（都市計画区域外）の生活機能低下

- 市全体では、平成 57 年（2045）年までに人口が 22%減少すると想定されている。
- 中山間地域（都市計画区域外）では、平成 57 年（2045）年までに人口が 59%減少すると想定されている。

#### (i) 本市の人口増減率

	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)	平成57年 (2045年)
市全体	118,919	115,532	111,579	107,266	102,599	97,613	92,525
都市部/郊外部（都市計画区域）	108,375	106,104	103,258	99,990	96,333	92,332	88,154
中山間地域（都市計画区域外）	10,544	9,428	8,321	7,276	6,266	5,281	4,371



※1 国土交通省 国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を元に地域別（小地域：町丁目単位）の将来人口を推計。

※2 都市計画区域の人口算出の際、一部地域（岩崎町、山菅町、豊代町）は、行政界が都市計画区域内外にまたがるため、人口を面積按分により区域内外で人口を配分し算定している。

※3 国勢調査の集計単位と本市の地区割りは範囲が異なるため、各地区の合計と都市計画区域内外の人口は必ずしも一致しない。  
資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」を用いて作成

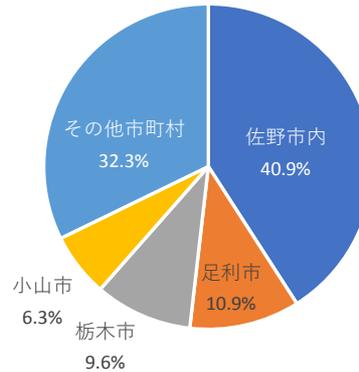
## (2) 高校生の通学状況

### 1) 市内外の高校通学における流動

- 本市の高校への通学における流動割合は、市内が約4割、市外が約6割である。
- 本市から市外への通学における流動（進学状況）は、足利市が最も多く、次いで栃木市である。

#### (i) 市内の高校通学における流動割合

出身中学校		合計	割合
佐野市内		1,735	40.9%
市外	足利市	460	10.9%
	栃木市	407	9.6%
	小山市	268	6.3%
	その他市町村	1,367	32.3%
合計		4,237	100.0%



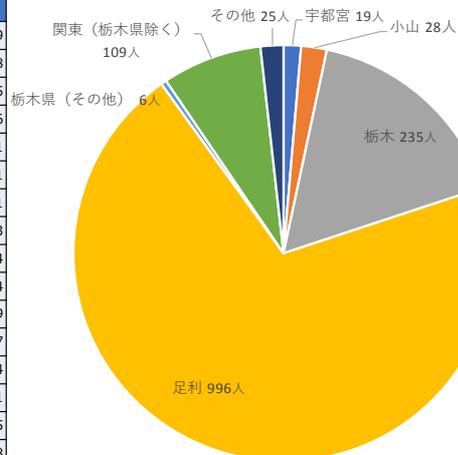
※通学における流動は出身中学校より算定

資料：各校平成30（2018）年度学校要覧等

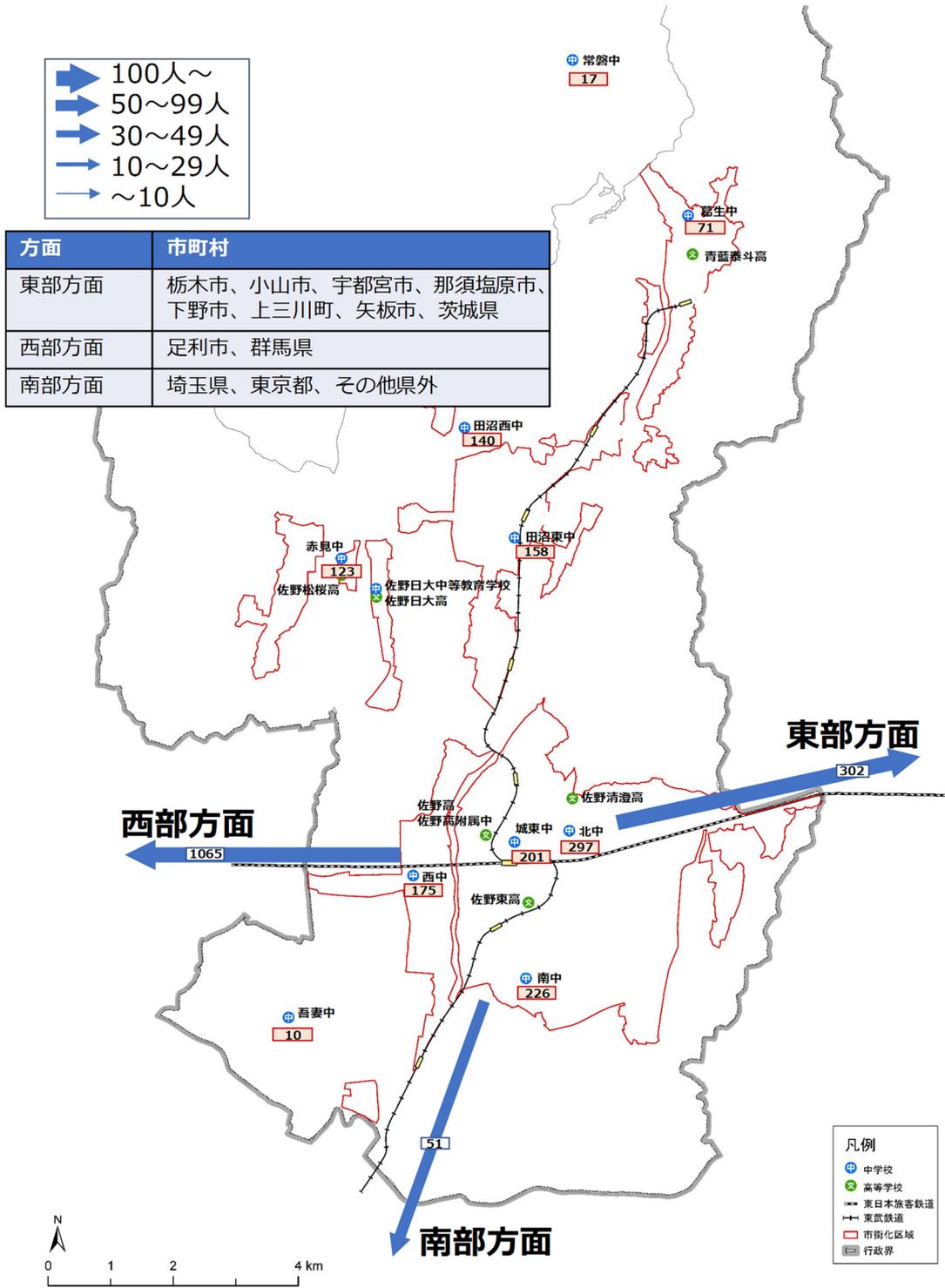
#### (ii) 市外の高校通学における流動割合（進学状況）

- 市外への進学者は、足利市など市の西部方面へ進学する生徒数が多くなっている（約1,000人）ほか、東部方面への進学者も300人程度見られる。
- 佐野市中心市街地周辺（城東中、北中、西中、南中）からのほか、田沼東中・西中、赤見中、葛生中から市外へ進学している生徒も一定数見られる。これらの生徒については、自宅から最寄駅等までは自転車、徒歩等の通学手段を利用していると考えられることから、駅周辺等における歩道・自転車ネットワークの整備が必要であると考えられる。

地区	城東	佐野西	佐野南	佐野北	吾妻	赤見	田沼東	田沼西	葛生	常盤	合計
宇都宮	1	5	2	8		1	1	1			19
小山	5	3	8	3			5	1	3		28
栃木	44	30	38	46	1	13	21	24	15	3	235
足利	121	115	152	217	8	91	119	109	50	14	996
栃木県（その他）	那須塩原			1							1
	上三川		1								1
	下野				1						1
	矢板		1	1					1		3
関東（栃木県除く）	千葉県	1	1				2				4
	茨城県	4	2	2	4	1			1		14
	群馬県	17	8	17	11		7	4	4	1	69
	埼玉県	1	2	2	1			1			7
	東京都	3	3	1	1	1	4	1			14
神奈川県								1			1
その他	4	4	3	4		6	4				25
計	201	175	226	297	10	123	158	140	71	17	1418



資料：平成28(2016)年度～平成30(2018)年度市内中学校卒業者の進路状況調査

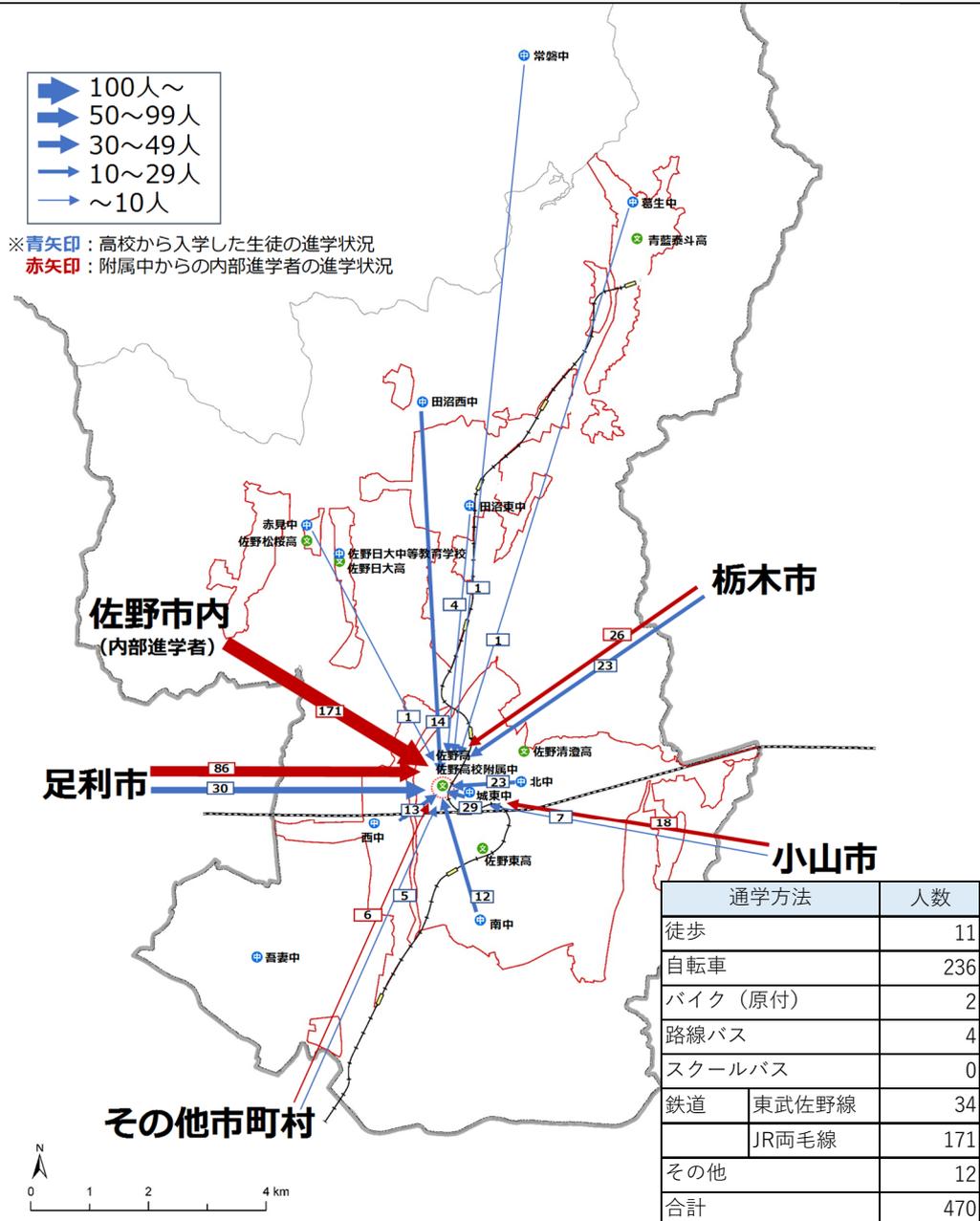


資料：平成 28(2016)年度～平成 30(2018)年度市内中学校卒業者の進路状況調査

## 2) 市内の高校別通学状況

### (i) 佐野高校

- 自転車のみを使っている通学者が最も多くなっていることから、市内から自転車を使って通学している生徒が多いと考えられる。
- 鉄道利用者も 200 名程度おり、特に JR 両毛線方面からの利用者が多い。
- 佐野駅から佐野高校までは徒歩による移動が中心となっていると考えられることから、通学生徒の安全確保に向けて駅周辺における歩道ネットワークの整備が必要であると考えられる。
- 中心市街地周辺における自転車ネットワークの形成も必要である。

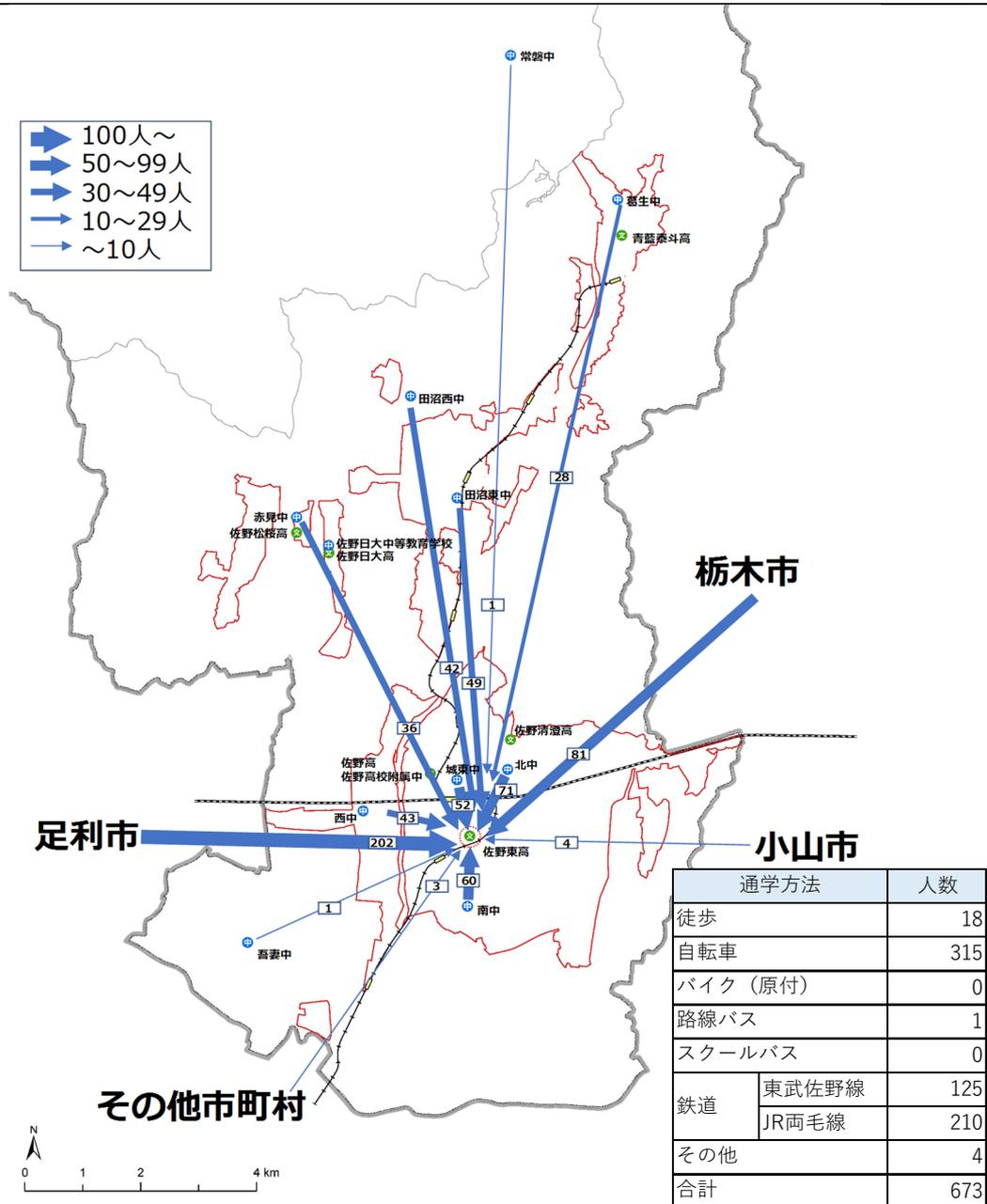


※附属中学校からの内部進学者の内訳（赤矢印）は、平成 30 年度に附属中学校に在籍している生徒の出身小学校データをもとに按分して算出。

資料：各校平成 30（2018）年度学校要覧等

(ii) 佐野東高校

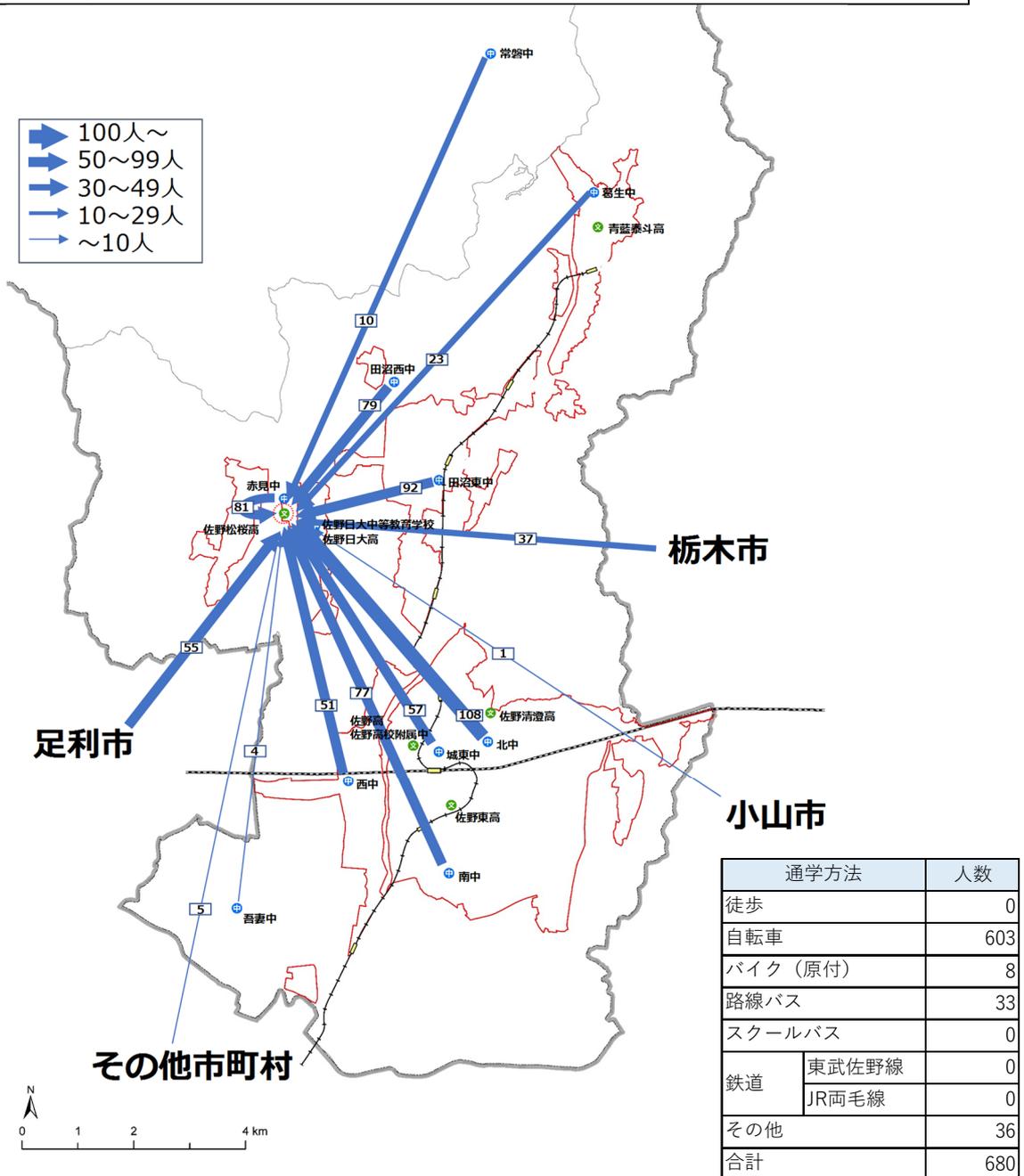
- 市外からの通学者は、283人（足利市202人、栃木市81人）となっており、全体の約4割を占めている。
- 通学手段は自転車が最も多いが、鉄道利用者も多く、市外からの通学者は主に鉄道を利用していると考えられる。葛生駅、田沼駅などの市内の駅から東武佐野線を利用している生徒も見られる。
- 佐野駅から佐野東高校までは徒歩による移動が中心となっていると考えられることから、通学生徒の安全確保に向けて駅周辺における歩道ネットワークの整備が必要であると考えられる。
- 中心市街地周辺における自転車ネットワークの形成も必要であると考えられる。



資料：各校平成30（2018）年度学校要覧等

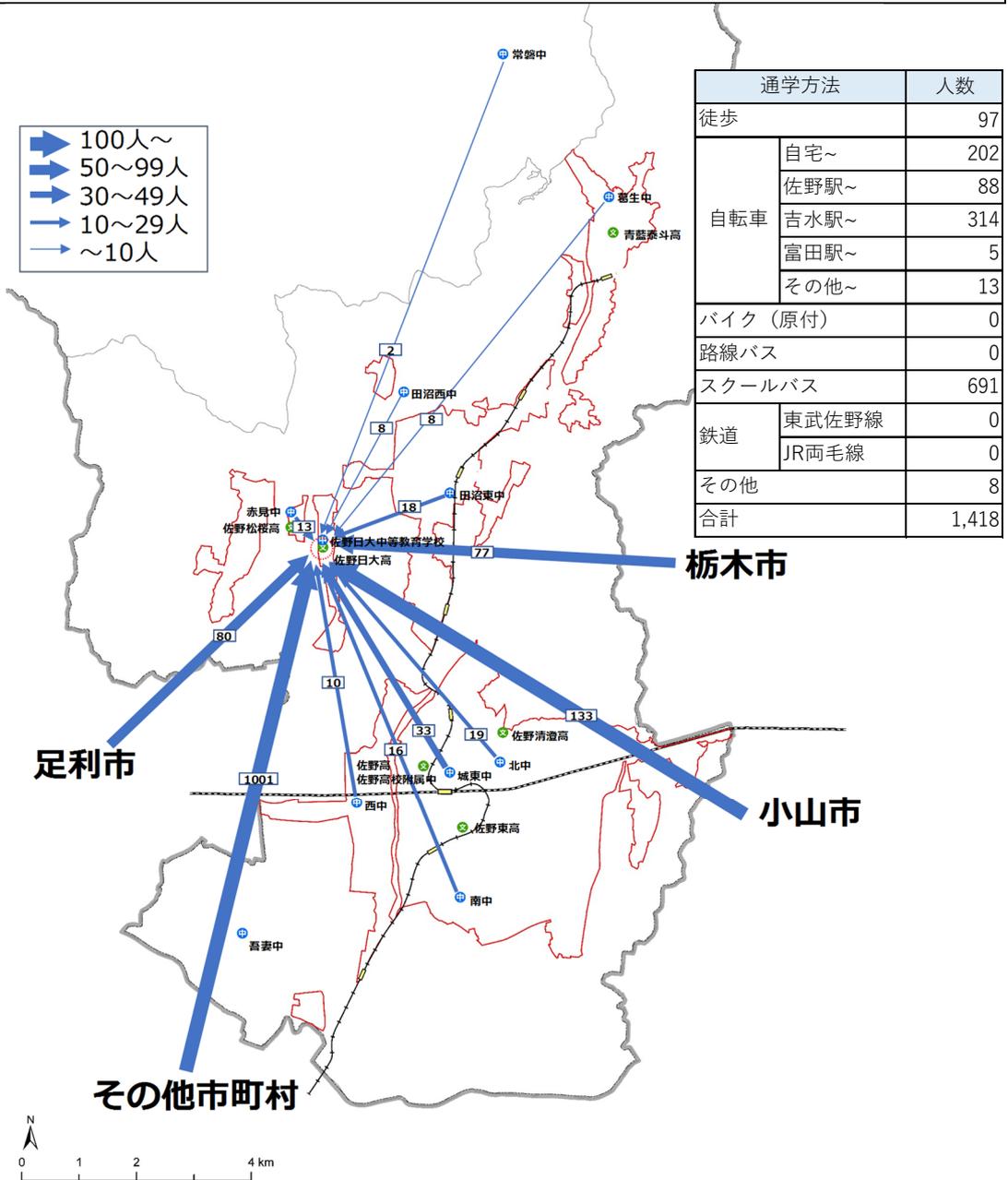
(iii) 佐野松桜高校

- 大部分の生徒が自転車で通学している。
- 市外からの通学者は、98人（足利市55人、栃木市37人、小山市1人、その他5人）となっており、市内からの通学者が大部分を占めている。
- 佐野松桜高校の通学における安全性、快適性向上のためには、高校の所在する赤見地区と市内の各市街地等を結ぶ自転車ネットワークの整備が必要であると考えられる。



(iv) 佐野日大高校

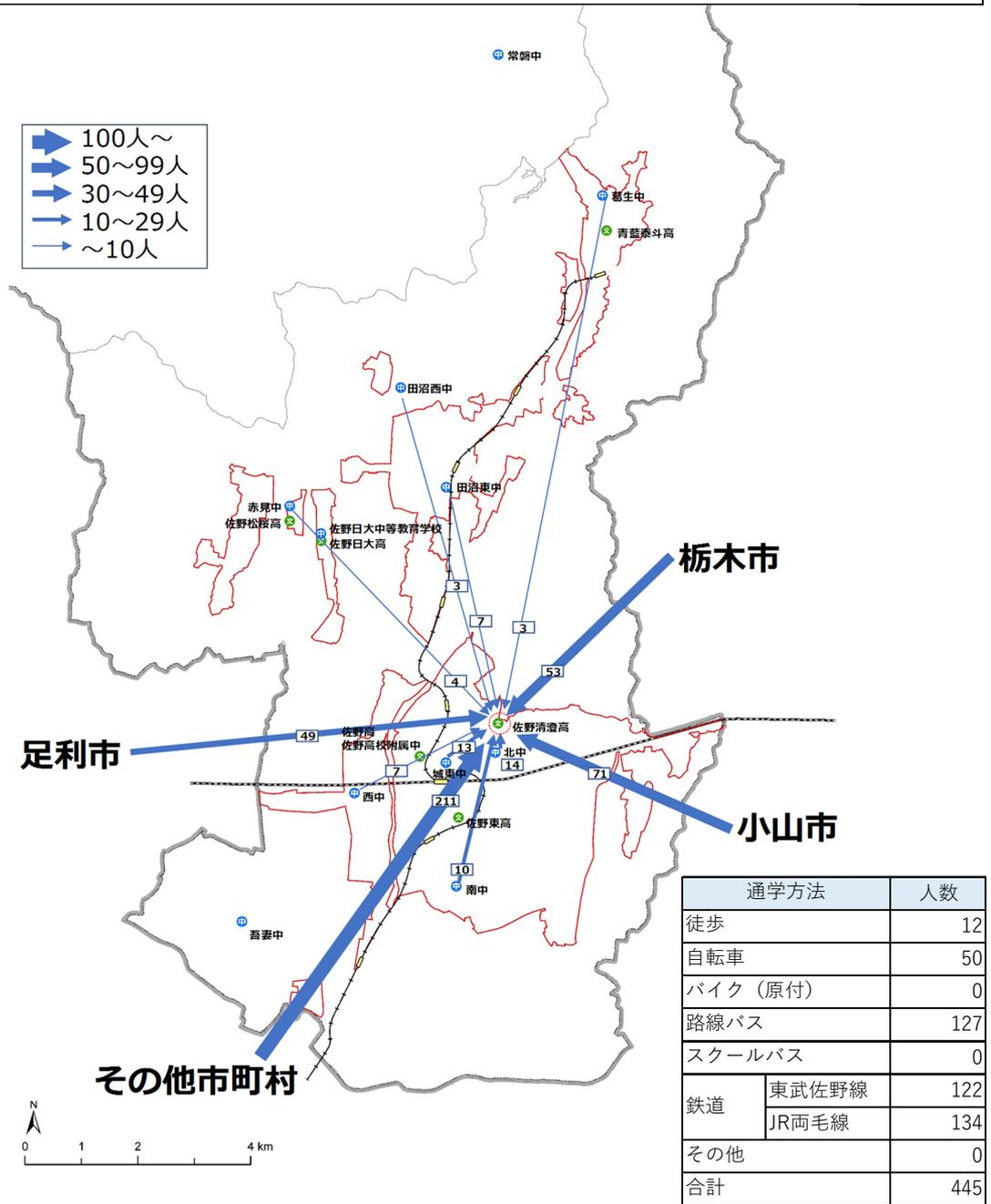
- 市内からの通学者よりも市外からの通学者が多い。
- 通学手段においては、スクールバス利用者と自転車利用者がおおむね半々となっている。
- 鉄道駅からの自転車利用者については、東武佐野線の吉水駅を利用している生徒が多い。
- 自宅から学校まで自転車を利用している生徒も 200 名程度いる。
- 通学時における安全性等の向上に向けては、吉水駅から佐野日大高校まで、および高校周辺における自転車ネットワークの整備が必要であると考えられる。



資料：各校平成 30（2018）年度学校要覧等

(v) 佐野清澄高校

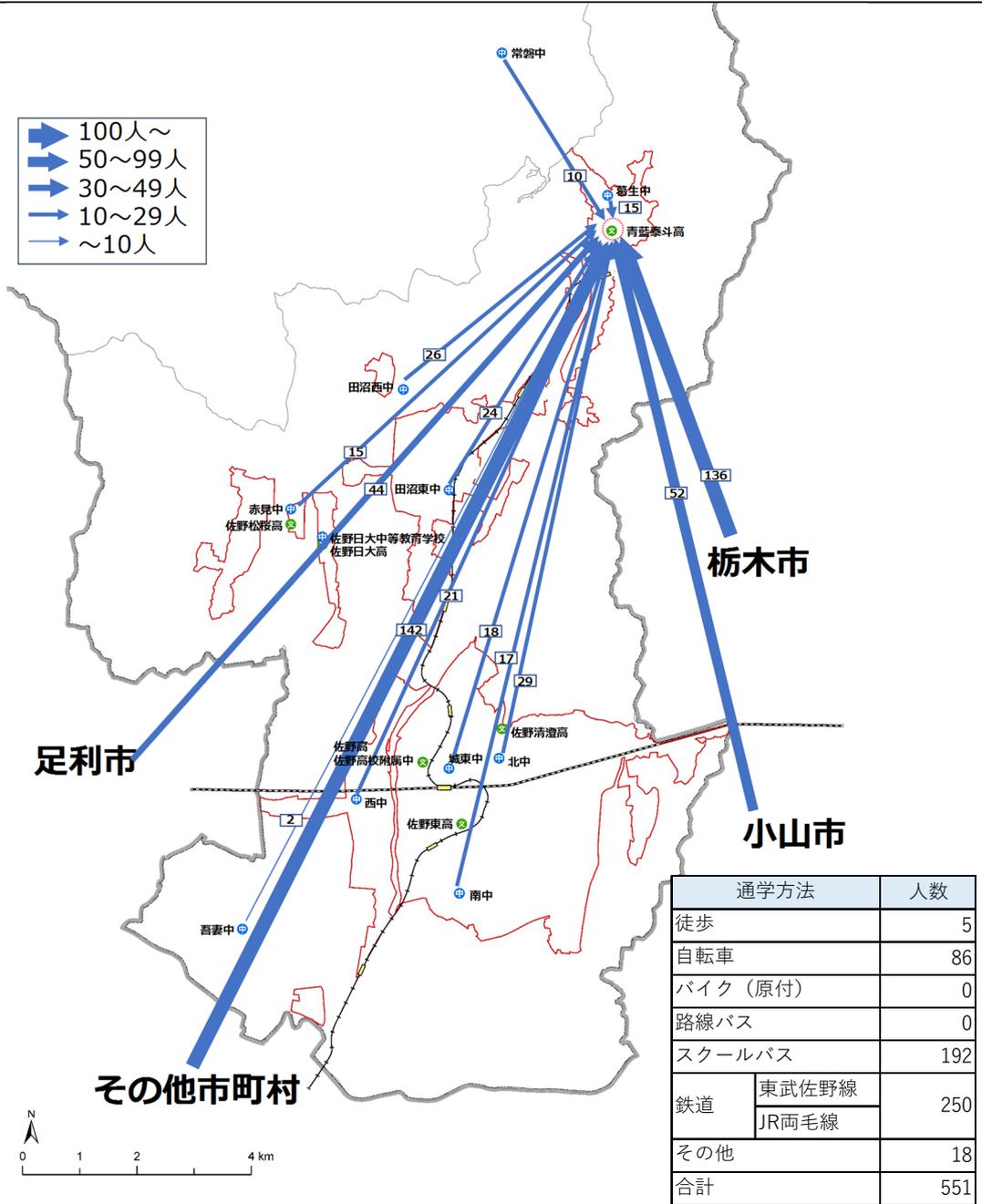
- 市外からの通学者は、384人（栃木市53人、小山市71人、足利市49人、その他211人）となっており、全体の約9割を占めている。
- 通学手段は東武佐野線、JR両毛線を合わせた鉄道が約250名となっており半数以上を占めている。



資料：各校平成30（2018）年度学校要覧等

(vi) 青藍泰斗高校

- 市外からの通学者は、374人（栃木市 136人、小山市 52人、足利市 44人、その他 142人）となっており、全体の約7割を占めている。
- 鉄道およびスクールバスの利用者が大半を占めている。
- 葛生駅から青藍泰斗高校までは徒歩圏内であるため、鉄道利用者は駅から主に徒歩で通学していると考えられる。
- 通学時における安全性等の向上に向けては、葛生市街地内（葛生駅～高校）の歩道ネットワークの整備が必要であると考えられる。



資料：各校平成30（2018）年度学校要覧等

### (3) 公共交通

#### 1) 鉄道利用状況の推移

- 市内の鉄道駅乗降客数の推移をみると、JR 両毛線佐野駅の利用者が多く、年間約 240 万人前後で推移している。東武佐野線では佐野駅が最も多く、年間約 120 万人前後で推移している。
- 平成 20(2008)年度から平成 27(2015)年度にかけて、JR 佐野駅と東武佐野駅、田島駅では乗降客数は増加しているが、その他の駅では横ばいもしくは減少している。

#### ◆鉄道駅の乗降客数の推移（年間）

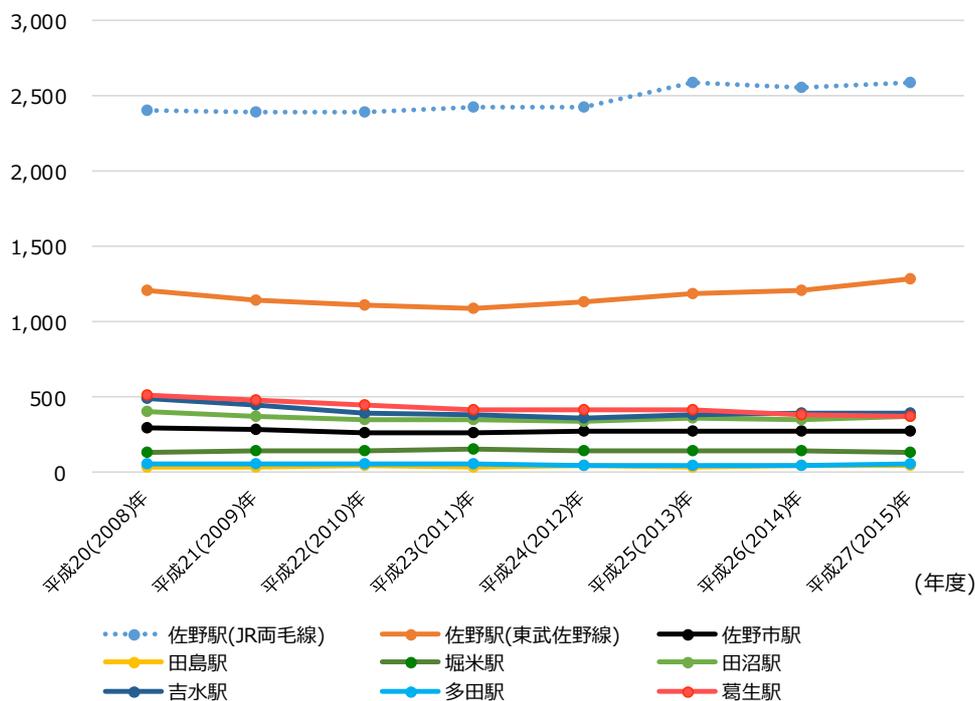
（単位：千人）

年度	JR両毛線	東武佐野線							
	JR佐野駅	佐野駅	佐野市駅	田島駅	堀米駅	田沼駅	吉水駅	多田駅	葛生駅
平成20(2008)年	2,406	1,208	296	38	134	404	488	54	516
平成21(2009)年	2,396	1,148	284	42	148	378	448	56	486
平成22(2010)年	2,388	1,108	260	48	142	356	396	56	444
平成23(2011)年	2,426	1,094	266	42	152	346	384	54	418
平成24(2012)年	2,424	1,138	276	46	142	342	362	52	416
平成25(2013)年	2,586	1,190	276	42	146	362	388	50	416
平成26(2014)年	2,552	1,208	276	46	140	356	400	52	380
平成27(2015)年	2,584	1,282	276	46	136	374	394	54	378

資料：佐野市統計書（乗車人員を2倍した値）

#### ◆鉄道駅の乗降客数の推移（年間）

（千人/年）



資料：佐野市統計書

## 2) バス利用状況の推移

- 市営バスの利用者数は、平成 28(2016)年では基幹線が 6.1 万人程度、名水赤見線が 3.2 万人程度である。その他の路線はおおむね 1.0 万人以下となっている。
- 民間路線バスの利用者数は、平成 28(2016)年では 18.3 万人程度、高速バスの利用者数は 49.1 万人程度となっている。
- 基幹線、名水赤見線、犬伏線や佐野新都市線、高速バスでは利用者数が増加傾向にあるものの、足利線や秋山線などにおいては、利用者が減少傾向にある。

### ◆市営バスの利用者数の推移（年間）

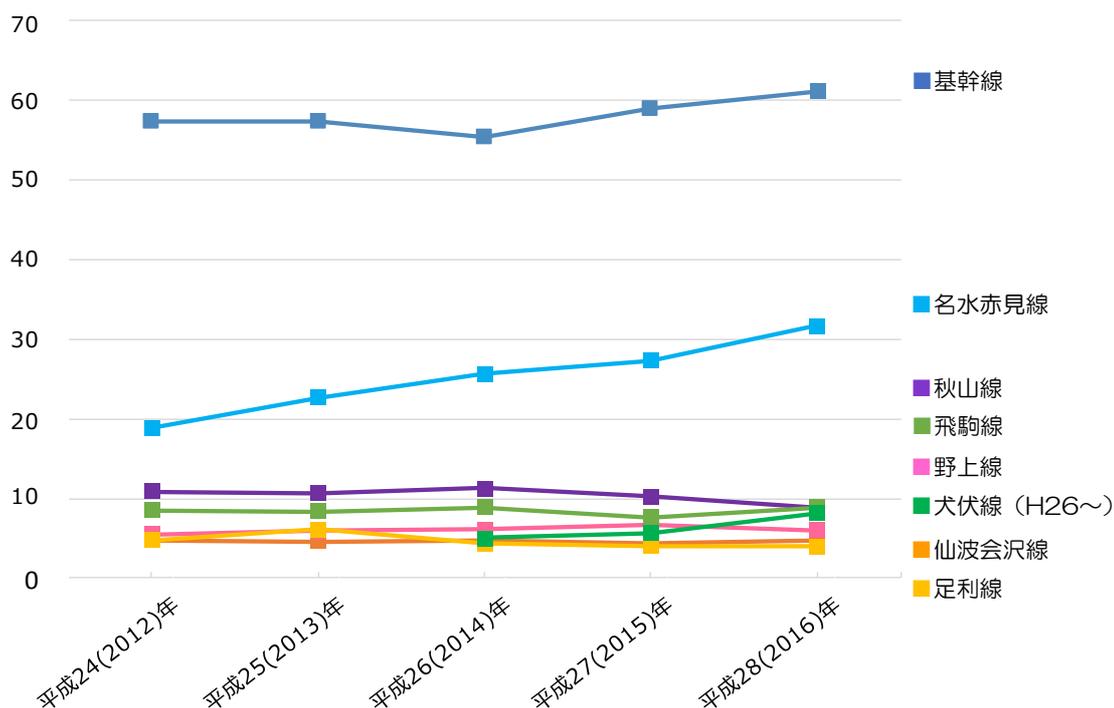
(単位：人)

年度	市営バス								民間路線バス	高速バス
	基幹線	名水赤見線	秋山線	飛駒線	野上線	犬伏線	仙波会沢線	足利線	佐野新都市線	
平成24(2012)年	57,379	18,793	10,818	8,490	5,519	-	4,747	4,737	169,137	450,608
平成25(2013)年	57,416	22,691	10,681	8,319	5,945	-	4,626	6,141	180,414	452,762
平成26(2014)年	55,300	25,615	11,314	8,881	6,092	5,048	4,686	4,356	182,692	463,957
平成27(2015)年	58,905	27,340	10,242	7,612	6,715	5,642	4,389	4,087	180,520	475,078
平成28(2016)年	61,010	31,662	8,772	8,919	6,058	8,131	4,733	3,926	183,494	490,976

資料：佐野市統計書

### ◆市営バスの利用者数の推移（年間）

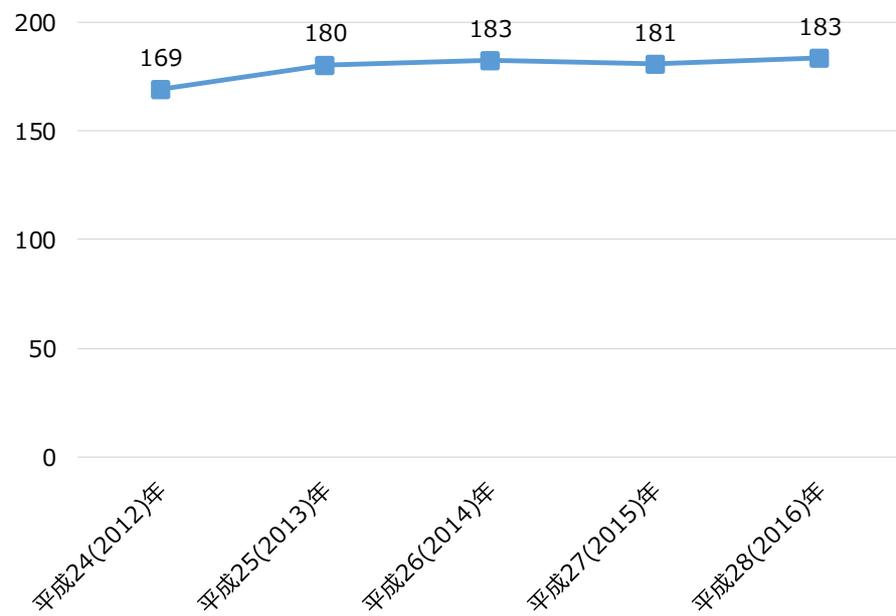
(千人/年)



資料：佐野市統計書

◆民間路線バスの利用者数の推移（年間）

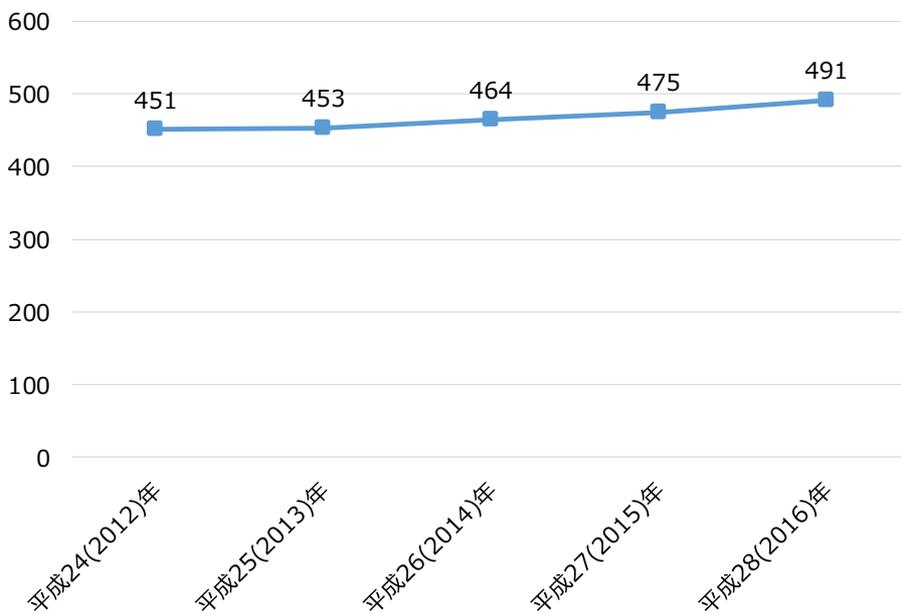
(千人/年)



資料：佐野市統計書

◆高速バスの利用者数の推移（年間）

(千人/年)



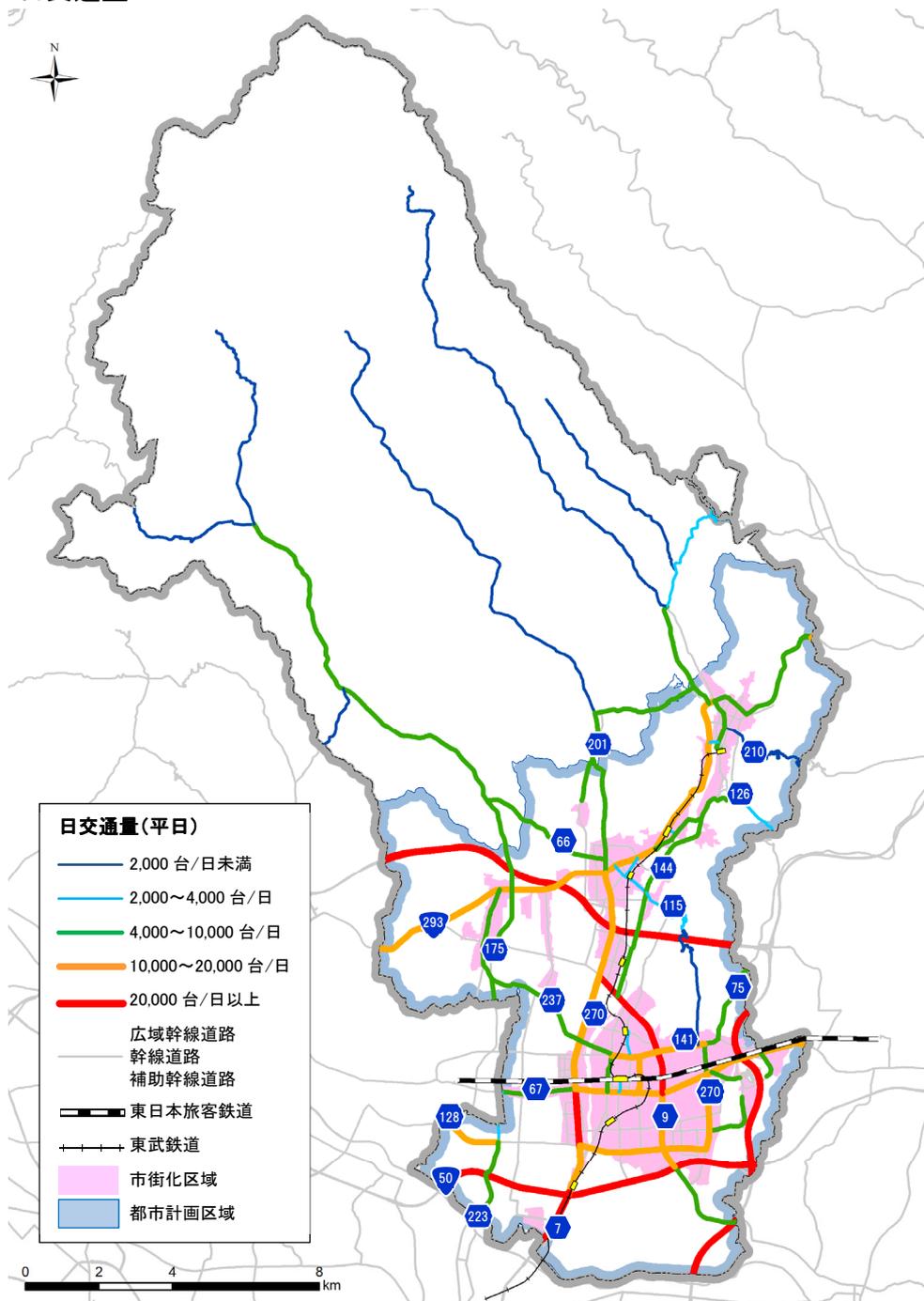
資料：佐野市統計書

#### (4) 自動車交通

##### 1) 道路交通状況

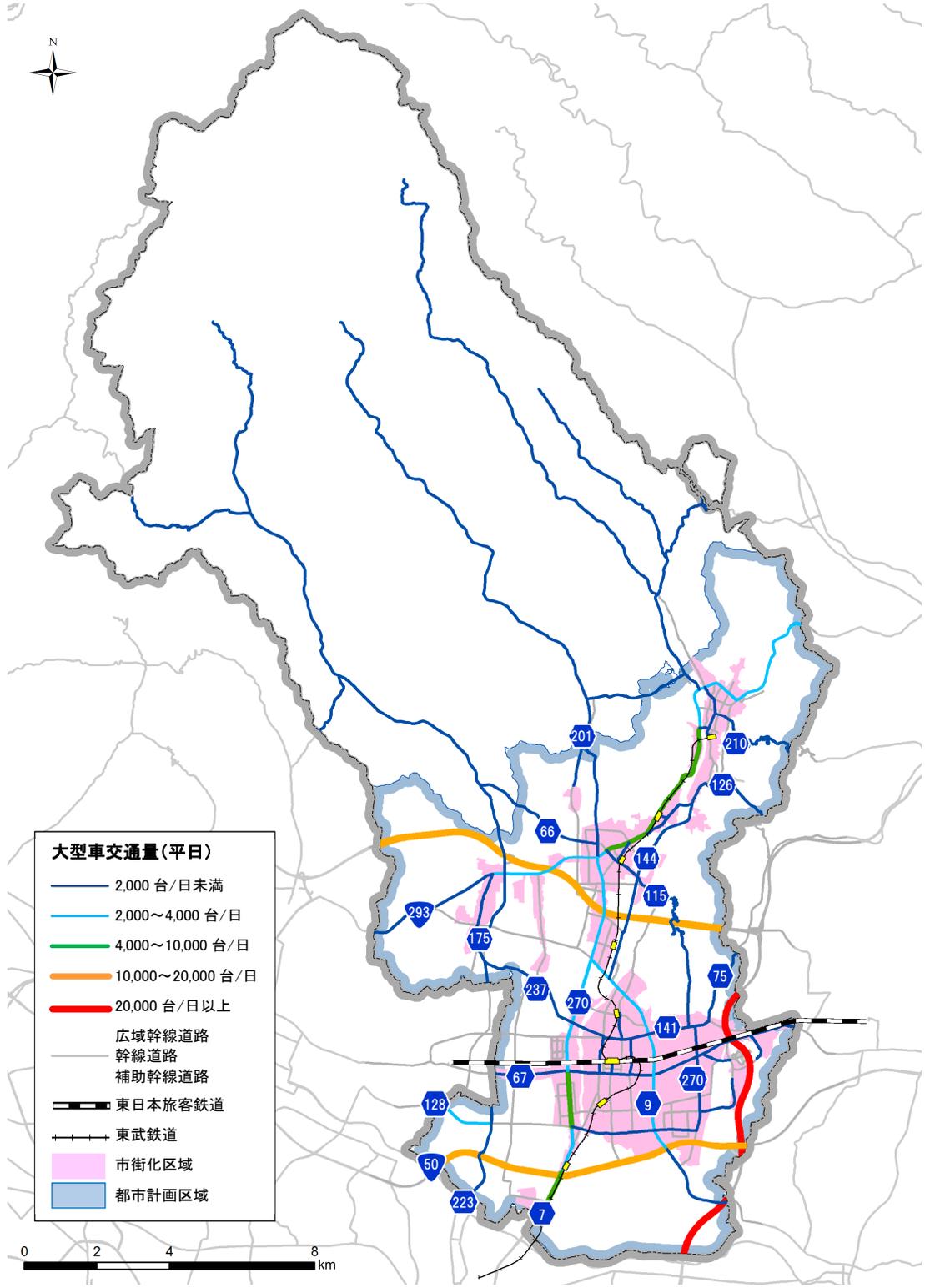
- 日交通量は、国道 50 号、佐野田沼線、佐野行田線では、20,000 台/日以上であり、佐野駅周辺の中心市街地、佐野・田沼・葛生地区を結ぶ路線では 10,000 台/日以上である。
- 大型車交通量は、国道 50 号で 10,000 台/日以上であり、佐野行田線、国道 293 号では 4,000 台/日以上である。また、葛生地区の路線では、大型車混入率が 30%以上と他の地区よりも高い傾向にある。

##### (i) 日交通量



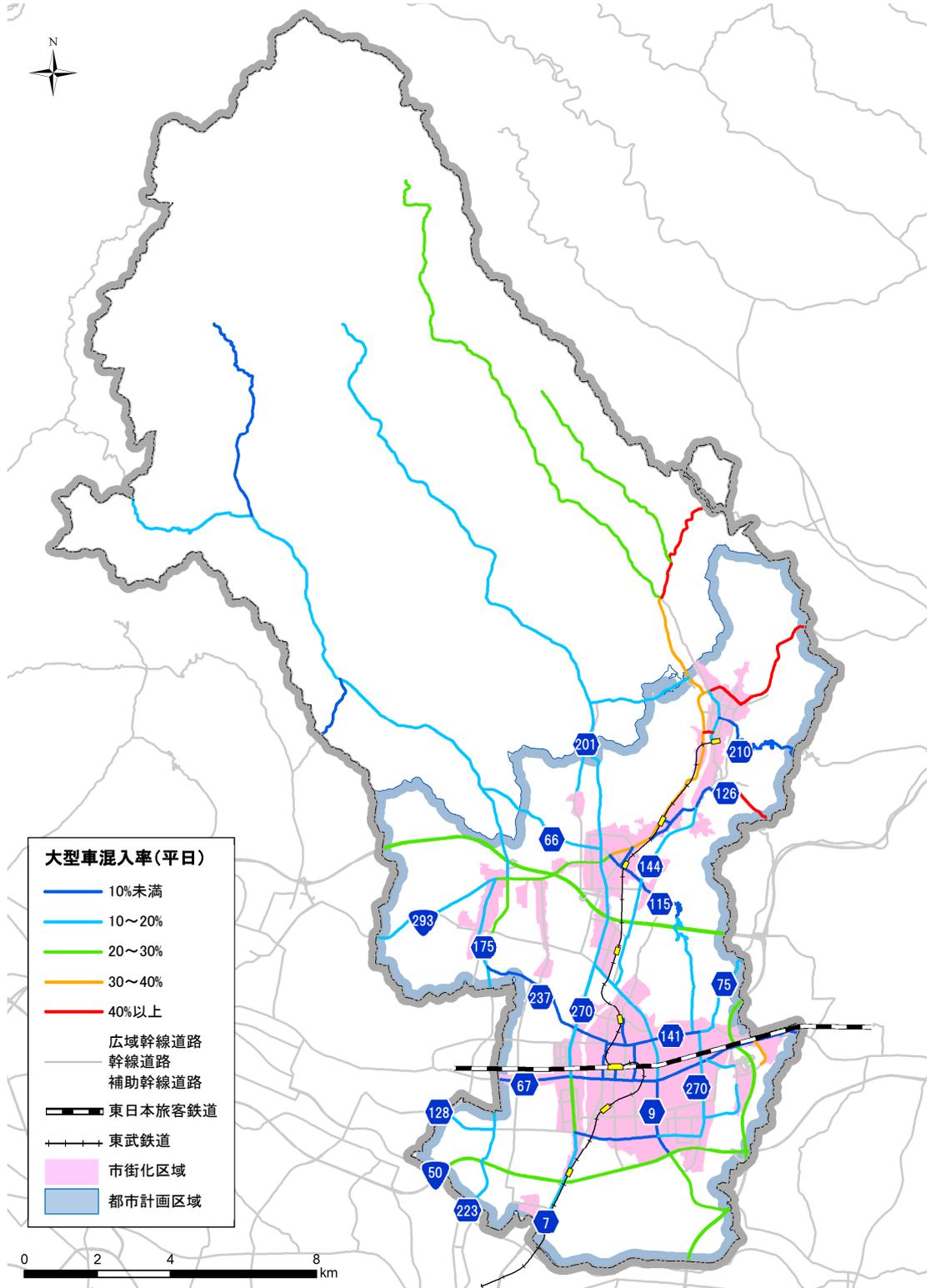
資料：平成 27(2015)年道路交通センサス

(ii) 大型車交通量



資料：平成 27(2015)年道路交通センサス

(iii) 大型車混入率



資料：平成 27(2015)年道路交通センサス

## 2. 総合交通マスタープラン策定体制 平成30年度

計画の策定主体となる「策定委員会」及び「策定部会」、学識経験者や県・市の関係者を交えた「策定懇談会」を設立し、協議及び市民との意見交換を踏まえた上で、本マスタープランを策定いたしました。

### ◆策定体制図



## ◆佐野市総合交通マスタープラン策定懇談会設置要綱

平成 30 (2018) 年 7 月 6 日 告示第 175 号

(設置)

第 1 条 佐野市総合交通マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)に関し意見を聴くため、佐野市総合交通マスタープラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐野市総合交通マスタープラン策定委員会設置要綱(平成 30 年佐野市告示第 176 号)第 1 条に規定する佐野市総合交通マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)が作成するマスタープランの素案に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要であると認める事務

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公共交通関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 佐野市小中学校 P T A 連絡協議会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (4) 佐野市立小中学校長会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、マスタープランが策定される日までとする。

2 市長は、前条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定のいずれかに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、その委員を解嘱することができる

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## ◆佐野市総合交通マスタープラン策定委員会設置要綱

平成30(2018)年7月6日 告示第176号

(設置)

第1条 佐野市総合交通マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)を策定するため、佐野市総合交通マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) マスタープランの素案の作成に関すること。
- (2) 佐野市総合交通マスタープラン策定懇談会設置要綱(平成30年佐野市告示第175号)第1条に規定する佐野市総合交通マスタープラン策定懇談会からの前号のマスタープランの素案に対する意見を検討し、マスタープランの原案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、マスタープランの策定に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市建設部長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員は、前項の規定によるもののほか、教育総務部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、マスタープランの素案を作成するため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) マスタープランの素案を作成し、これを委員会に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が指定する事務を行い、その結果を委員会に報告すること。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は都市計画課長を、副部会長は交通生活課長をもって充てる。

5 部会員は、関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

6 部会員は、前項の規定によるもののほか、道路河川課長及び教育総務課長をもって充てる。

7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 策定委員会名簿

区分	氏名	所属
委員長 副委員長 (2項委員)	青木 正典	佐野市都市建設部 部長
	中里 勇	佐野市市民生活部 部長
関係行政機関 の職員 (3項委員)	益子 崇	栃木県県土整備部交通政策課 課長
	柴 誠	栃木県県土整備部道路整備課 課長
	嶋田 幸男	栃木県県土整備部道路保全課 課長
	内田 浩二	栃木県県土整備部都市計画課 課長
	藤田 邦夫	栃木県県土整備部都市整備課 課長
	西川 能文	栃木県安足土木事務所 所長
上原 重賢	国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所 所長	
前項の規定の ほか (4項委員)	大木 聡	佐野市教育総務部 部長

## 策定部会名簿

区分	氏名	所属
部会長 副部会長 (2項委員)	岡部 悦郎	佐野市都市建設部都市計画課 課長
	藤掛 誠	佐野市市民生活部交通生活課 課長
関係行政機関 の職員 (5項委員)	高山 誠	栃木県県土整備部交通政策課 課長補佐
	屋代 紀明	栃木県県土整備部道路整備課 課長補佐
	寺内 郁雄	栃木県県土整備部道路保全課 課長補佐
	笹沼 政行	栃木県県土整備部都市計画課 課長補佐
	寺内 修一	栃木県県土整備部都市整備課 課長補佐
	吉川 浩	栃木県安足土木事務所 次長 兼 企画調査部 部長
	安西 正夫	栃木県安足土木事務所 次長 兼 保全第二部 部長
天谷 浩之	栃木県安足土木事務所整備部 部長	
前項の規定の ほか (6項委員)	越石 彰	佐野市都市建設部道路河川課 課長
	吉田 重弥	佐野市教育総務部教育総務課 課長

## 策定懇談会名簿

区分	氏名	所属
学識経験のある者 (1号委員)	築瀬 範彦	足利大学 工学部 教授
	長田 哲平	宇都宮大学 助教
	為国 孝敏	特定非営利法人まちづくり支援センター 代表理事
公共交通機関 (2号委員)	内野 亮	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 総務部企画室長
	小瀧 正和	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画管理部 課長
	福島 宗文	関東自動車株式会社 路線バス部 部長
	川俣 政勝	ジェイアールバス関東株式会社 佐野支店 佐野支店長
	駒場 賢一	佐野地区タクシー協議会
学校関係者 (3、4号委員)	堀川 悦郎	佐野市小中学校 PTA 連絡協議会 会長
関係行政機関 (5号委員)	酒井 康行	佐野市立小中学校長会 佐野市立植野小学校長
	相田 武志	佐野警察署 交通課長

## 策定経過

### ◆平成30年度

- 8月10日  
第1回策定委員会・部会
- 9月5日  
第1回策定懇談会
- 10月11日  
平成30年度 第1回佐野市における道路網研究会
- 11月5日  
第2回策定部会
- 11月21日  
第2回策定委員会
- 12月7日  
第2回策定懇談会
- 12月20日  
第3回策定委員会
- 2月15日～3月18日  
パブリック・コメント